パイプたばこ	D＆R　ドンジョヴァンニ・シガロ	100.0ｇ　缶	米国	2,200円	3,200円	22. 10. 1
パイプたばこ	D&R　コックストロング	100.0ｇ　缶	米国	2,200円	3,200円	22. 10. 1
パイプたばこ	D＆R　リンボーシェ・ペリク	100.0ｇ　缶	米国	2,400円	3,400円	22. 10. 1
葉巻たばこ	シーエーオークリオロ・パンパース	101㎜　5本	ドミニカ共和国	2,800円	2,900円	22. 10. 1
葉巻たばこ	シーエーオーゴールド・カラット	101㎜　5本	ドミニカ共和国	2,800円	2,900円	22. 10. 1
葉巻たばこ	シーエーオーイタリア・ピッコロ	101㎜　5本	ドミニカ共和国	2,800円	2,900円	22. 10. 1
葉巻たばこ	シーエーオー・ゴールドライン　ロブスト	115㎜　1本	ドミニカ共和国	1,000円	1,040円	22. 10. 1
葉巻たばこ	シーエーオー・ゴールドライン　チャーチル	178㎜　1本	ドミニカ共和国	1,400円	1,440円	22. 10. 1
葉巻たばこ	シーエーオー・ゴールドライン　コロナ	140㎜　1本	ドミニカ共和国	900円	940円	22. 10. 1
葉巻たばこ	CAO　アニバーサリー・トロ・エクストリーム	138㎜　20本	ドミニカ共和国	26,000円	26,800円	22. 10. 1
葉巻たばこ	CAO　カメルーンチュボス1	138㎜　20本	ドミニカ共和国	26,000円	27,200円	22. 10. 1
葉巻たばこ	CAO　マデュロ・チュボス1	138㎜　20本	ドミニカ共和国	24,000円	25,200円	22. 10. 1
葉巻たばこ	CAO　ブラジル・ピランファ	125㎜　25本	ドミニカ共和国	25,000円	26,000円	22. 10. 1
葉巻たばこ	タバカレラ・コロナス	140㎜　1本	フィリピン	300円	350円	22. 10. 1
葉巻たばこ	タバカレラ・ハーフコロナス	105㎜　1本	フィリピン	230円	260円	22. 10. 1
葉巻たばこ	タバカレラ・パナテラ	125㎜　1本	フィリピン	210円	230円	22. 10. 1
葉巻たばこ	タバカレラ・ロブスト	130㎜　1本	フィリピン	460円	520円	22. 10. 1
葉巻たばこ	タバカレラ・ピラミッド	160㎜　1本	フィリピン	560円	650円	22. 10. 1
葉巻たばこ	タバカレラ・コルタドス	132㎜　1本	フィリピン	320円	360円	22. 10. 1
葉巻たばこ	タバカレラ・エルコンデ	172㎜　1本	フィリピン	400円	460円	22. 10. 1
葉巻たばこ	タバカレラ・ダブル・コロナス	215㎜　1本	フィリピン	570円	660円	22. 10. 1
紙巻たばこ	パンダ	FK　20本ハードパック	インドネシア	320円	420円	22. 10. 1
紙巻たばこ	DOUBLE HAPPINESS	FK　20本ハードパック	インドネシア	300円	400円	22. 10. 1

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６５４号

埼玉県狭山市富士見１丁目15番12号、前住所東京都東久留米市本町１丁目４番22号　トロトワール東久留米901

債務者　本橋　友治

1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年10月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６１号

埼玉県川越市新宿町２丁目19番地５　アミティ鵜頭坂102号室

債務者　大野めぐみ

1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年10月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２３５号

愛知県春日井市勝川町４丁目176番地　カーサ21―3001号

債務者　池戸　隆行

1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２３６号

愛知県春日井市勝川町４丁目176番地　カーサ21―3001号

債務者　池戸　美紀

1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３１号

名古屋市昭和区広瀬町３丁目15番地の３　東曙荘103号

債務者　尾田　和弘

1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで名古屋地方裁判所民事第２部